

筑西市ふるさと納税企画運營業務委託
公募型プロポーザル実施要綱

令和7年9月
筑西市

目 次

1. 目的	1
2. 業務委託の概要	1
3. 委託業者の選定方法	1
4. 参加資格	1
5. 公募スケジュール	2
6. 要綱等の公示及び提供	2
7. 質問の受付及び回答	2
8. 参加申込書・企画提案書の提出	3
9. 審査の方法	4
10. 優先交渉権者の決定	4
11. 審査結果の通知	5
12. 決定後の手続き	5
13. 提出書類の取扱い	5
14. 参加に関する留意事項	5
15. 問合せ先	5

1. 目的

この要綱は、筑西市ふるさと納税企画運営業務委託（以下「業務委託」という。）について、本市と優先的に契約交渉を行う者（以下「優先交渉権者」という。）を公募型プロポーザル方式によって選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務委託の概要

業務委託は、次に掲げる事項及び「筑西市ふるさと納税企画運営業務委託 仕様書」（別紙１）に基づいて行うものとする。

- (1) 業務名称 筑西市ふるさと納税企画運営業務委託
- (2) 委託場所 筑西市丙３６０番地
- (3) 委託期間 令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで
- (4) 提案上限額 ６１，６００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）
※提案上限額を超える額で提案した場合には、失格とする。

3. 委託業者の選定方法

業務委託を受託する者（以下「受託者」という。）は公募型プロポーザル方式により選定するものとし、当該選定は提案書及びプレゼンテーションから経験、実績、受注意欲、技術力、見積額などを評価基準に基づき審査を行うものとする。

4. 参加資格

参加しようとする者は、次に掲げる事項のいずれにも該当する法人でなければならない。

- (1) 参加申込書（様式第１号）の提出時点で、令和２年度から令和６年度までの５年間に本業務と同種の業務又はこれに類似した業務の受託実績があること。
- (2) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中ではないこと。
- (3) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中ではないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号に掲げる者に該当する者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号に掲げる事項に該当する者として筑西市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (6) 参加申込書・企画提案書の提出時点において、国及び地方公共団体からの指名停止等の処分を受けていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号から第４号まで又は第６号に規定するものでないこと。
- (8) 令和７・８年度筑西市入札参加資格者名簿に登録されている者又は当該名簿に係る申請要件を満たす者であること。なお、後者を優先交渉権者に選定した際には、契約締結日の前日（閉庁

日を除く。)までに、入札参加資格審査申請書等を契約検査課に提出して受理票を取得すること。

5. 公募スケジュール

内 容	期 日
募集開始日	令和7年 9月 3日 (水)
質問書の受付	令和7年 9月10日 (水) まで
質問に対する回答	令和7年 9月12日 (金) (予定)
参加申込書・企画提案書の提出期限	令和7年 9月19日 (金)
第1次審査 (書類審査)	令和7年 9月26日 (金)
第1次審査の結果通知	令和7年10月 1日 (水)
第2次審査 (プレゼンテーション)	令和7年10月 9日 (木) (予定) 詳細等については、第1次審査の通過者に追って通知する。
審査結果 (採否) の通知 (優先交渉権者の決定)	第2次審査実施後10日以内
契約締結	令和7年10月中旬頃 (予定)

6. 要綱等の公示及び提供

- (1) 期 間 令和7年9月3日 (水) から令和7年9月19日 (金) まで
- (2) 方 法 公告し、筑西市ホームページにおいて公募する。
- (3) 提供書類
 - ① 筑西市ふるさと納税企画運営業務委託公募型プロポーザル実施要綱
 - ② 筑西市ふるさと納税企画運営業務委託仕様書 (別紙1)
 - ③ 筑西市ふるさと納税企画運営業務委託 企画提案書作成要綱 (別紙2)
 - ④ 申請書類 (様式第1号から第8号まで)

7. 質問の受付及び回答

本プロポーザルに係る質疑応答については、次のとおりとする。

- (1) 提出期間
令和7年9月3日 (水) から令和7年9月10日 (水) まで 各日午前9時から午後5時まで
- (2) 提出方法
質問書 (様式第4号) に質問事項を記載のうえ、電子メールにて経済部産業戦略課へ送付すること。また、メール送信後、必ず電話にて到達確認を行うこと。

- (3) 送付先
To sangyo-senryaku@city.chikusei.lg.jp
Cc furusato-tax@city.chikusei.lg.jp
- (4) 連絡先
産業戦略課 0296-24-2161 (直通)
- (5) 回答
令和7年9月12日(金)(予定)に質問者全員にメールにて回答する。
- (6) 禁止事項
口頭での質疑は認めない。

8. 参加申込書・企画提案書の提出

- (1) 提出期間
令和7年9月3日(水)から令和7年9月19日(金)まで(土日祝日を除く。)
午前9時から午後5時まで
- (2) 提出先
15. 問合せ先のとおり
- (3) 提出書類
〔参加申込書〕
① 参加申込書(様式第1号)
② 参加者事業概要調書(様式第2号)
③ 類似業務実績調書(様式第3号)
〔企画提案書〕
④ 企画提案書表紙(様式第5号)
⑤ 見積書(様式第7号)
想定寄附件数を50,000件、想定寄附受入総額を800,000,000円とした見積とすること。
見積書の内訳書も任意様式で添付すること。
(単位に注意し、「一式」の記載は不可とする。)
⑥ 業務実施体制(様式第8号)
⑦ 企画提案書(任意様式)
任意様式とする。ただし、A4様式20枚程度(片面印刷とし、縦横いずれも可。)とし、表紙以外の各ページ下側にページ番号を付すこと。
⑧ 財務関係書類(貸借対照表及び損益計算書(直近2期分))
新規に設立した事業者などで財務関係書類の提出ができない場合には、商業登記簿等にて設立日が確認できる書類を提出すること。
- (4) 提出部数
参加申込書・各提案書: 正本1部、副本7部(計8部)
提出書類①から⑧までの電子ファイルを保存したDVD-R又はCD-R1枚を併せて提出すること。

(5) 提出方法

持参又は郵送（期間内必着）

- ① 持参の場合は、事前に事務局と持参予定日時を調整すること。
- ② 郵送の場合は、配達記録が残る方法とすること。

(6) 注意事項

- ① 提出書類は、「筑西市ふるさと納税企画運營業務委託 企画提案書作成要綱（別紙２）」を参照し作成すること。また、提出物はＡ４サイズ、２穴綴りとし、フラットファイル及び紐綴じなど簡易な綴じ方で提出すること。
- ② 提出後の追加、修正、差替えは認めない。

9. 審査の方法

(1) 審査基準

筑西市が設置する筑西市ふるさと納税企画運營業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）で定めた評価基準によるものとする。

(2) 審査方法

① 第１次審査（書類審査）

参加資格要件を満たした参加事業者を対象に、委員会で定めた評価基準に沿って、参加者事業概要調書、企画提案書等について審査を行う。参加者が多数の場合は、３者程度を第２次審査対象者として選定する。なお、参加者が３者程度以内の場合は事務局にて参加資格要件及び参加者事業概要調書の確認を行ったうえで、第２次審査対象者とする。

② 第２次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第１次審査を通過した参加者（以下「提案者」という。）によるプレゼンテーション及び当該提案者に対するヒアリング審査により総合的に評価するものとする。

プレゼンテーションは、１者につき２０分以内とし、その後１０分程度の質疑応答を行うものとする。（プレゼンテーション用ソフトによるプレゼンテーション可。この場合、プロジェクターは本市で用意するが、パソコン及びソフトは提案者側で用意すること。）

10. 優先交渉権者の決定

本プロポーザルの審査は、委員会において審査を行い、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。最高得点の者が複数いる場合は、審査委員の合議により優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

なお、参加のあった事業者が１事業者であっても、審査委員会に諮り審査を実施する。ただし、審査委員会が基準に満たないと判断した場合には、審査の結果「該当なし」とし、再度公募を行う場合がある。

また、あらかじめ定めた期間内に優先交渉権者との協議が調わない場合は、改めて次点者と協議を行うこととする。

11. 審査結果の通知

審査結果は、筑西市ホームページ上で公表するとともに参加者全員に通知する。ただし、各評価項目の点数及び評価値を算出するための計算式等は公開しない。

また、当該結果に対する異議等は受け付けない。

12. 決定後の手続

審査結果通知後、市長と優先交渉権者は、市長が定める日までに業務内容の詳細を協議し、契約を締結するものとする。

13. 提出書類の取扱い

提出書類は返却しないものとする。なお、企画提案書等の提出書類は、筑西市情報公開条例に基づき公表の対象となる可能性があることを申し添える。

14. 参加に関する留意事項

(1) 参加の無効について

市長は、参加者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該参加を取り消すことができる。

- ① 提出書類等を提出期限までに提出しなかったとき。
- ② 提案内容の虚偽又は不正があるとき。
- ③ 会社更生法の適用を受けるなど、履行が困難と認められる状態に至ったとき。
- ④ 選考審査に対して不当な要求等を申し入れたとき。
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか不正な行為があったとき。

(2) 実施要綱等の承諾

応募者は、企画提案書の提出をもって本プロポーザルに係る要綱等の記載内容を承諾したものとみなす。

(3) 費用の負担

参加及びプレゼンテーション等に係る費用の負担は、参加者の負担とする。

(4) 手続において使用する言語、通貨及び単位について

日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

(5) 書類の受付及び問合せ等の対応日時

土曜、日曜及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までの間に限る。

(6) 参加申込書提出後の辞退について

参加申込提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第6号）を提出すること。

15. 問合せ先

〒308-8616

茨城県筑西市丙360番地

筑西市役所 経済部産業戦略課 担当：渡邊、鮎川

電話番号 : 0296-24-2161 (直通)

FAX : 0296-24-2159

メールアドレス To sangyo-senryaku@city.chikusei.lg.jp

Cc furusato-tax@city.chikusei.lg.jp